

東日本大震災に係る中小企業対策について

平成23年4月20日 中小企業庁

事項	公表日	対策
1. 相談・経営支援	①特別相談窓口の設置 3月11日	全国の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部及び経済産業局に特別相談窓口を設置。
	②ワンストップ電話相談の実施 3月1日	資金繰りや経営支援など幅広く相談を受けて、専門家から回答する「中小企業ワンストップ電話相談」を実施(電話番号:全国一律0570-064-350)。3月のみならず4月以降も継続。
	③被災地への専門家チームの派遣・現地支援拠点の設置 3月29日	中小企業基盤整備機構が、被災地域の実態を把握しつつ中小企業へのアドバイスを行うべく、経営支援等の専門家チームを派遣し、また、仙台、盛岡、福島に現地支援拠点を設置することを決定。
	④被災地における出張相談会(金融相談)の開催 3月31日	日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が、被災地(青森県、岩手県、宮城県、福島県等)に出張し、中小企業からの金融相談を受け付ける出張相談会を実施。
2. 広報	①広報体制の強化 3月16日	政府及び政府関係機関の中小企業施策関連情報を、中小企業関係機関経由で提供し、提供を受けた機関は、傘下の地方支部局や構成団体を含むネットワーク、情報提供ツールを最大限に活用し、可能な限り会員や取引先以外の中小企業者にも広く情報提供。
	②「中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック」等の配布 3月26日	中小企業者向け資金繰り支援策を分かりやすくまとめた「中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック」等の広報資料を、各特別相談窓口や地方自治体等に配布し、被災中小企業者への周知強化を改めて要請。さらに、被災地の商工会、商工会議所の協力により、避難所を重点的に2万8千部配布・掲示。加えて、関係機関を通じ全国にさらに10万部を配布。また、全国商工会連合会・日本商工会議所が独自にガイドブックを作成し、商工会・商工会議所を通じて全国に25万部を配布。さらに、各省庁の協力を得て、金融面(資金繰り)、雇用面(雇調金・失業給付)、税制面の支援策を一冊にまとめた「中小企業向け支援策ガイドブック」を作成。初版6万部を印刷し、4月13日に全国に発送。今後更に増刷し、周知を図る。
3. 金融	①既往債務の返済条件緩和等 3月11日	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徵求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応。
	②日本政策金融公庫、商工組合中央金庫における返済条件緩和の遡及適用 3月14日	今般の地震災害等の影響で既往債務の延滞が生じている場合で、返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予に対応すること、また、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行うことで、被災した中小企業の負担軽減を実施。
	③災害復旧貸付及びその金利引下げ措置の実施 3月11日 3月12日	日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が、被災中小企業者(取引事業者を含む)に対して、運転資金又は設備資金を別枠で融資する災害復旧貸付を実施(全国)。特段の措置として、貸付後3年間、借入額のうち、1000万円を上限として基準金利から0.9%の金利引下げを実施。
	④日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の金利減免措置 3月31日	日本公庫によるセーフティネット貸付について、平成23年度予算等を活用し、①業況が厳しく、3%を超える金利が適用される者に対する金利減免措置、②売上減少や雇用の維持・拡大等の要件を満たす中小企業に対する、貸付後3年間の最大0.5%の金利引下げ措置を実施。
	⑤商工中金による危機対応貸付の発動 3月31日	平成23年度予算等を活用し、今般の風評被害などの間接被害を含めた震災等の影響を受けた中小企業者を対象とした、商工組合中央金庫による危機対応貸付(日本政策金融公庫からの損害担保を付すことにより、長期・低利の融資を促進するもの)を実施。
	⑥マル経融資の要件緩和 3月31日	日本政策金融公庫による小規模事業者向け無担保・無保証人による低利融資(マル経融資。貸付限度額1,500万円)について、迅速な復興資金の供給の観点から、商工会、商工会議所の経営指導員が濃密な指導を行うこと等により経営指導期間にかかる融資の推薦を行うことなどを実施団体(全国商工会連合会商工会、日本商工会議所)に要請。
	⑦信用保証協会における中小企業の負担軽減 3月14日	審査書類の簡素化や契約手続き等の迅速化、返済期日経過後の期日延長や返済方法の変更等を通じ、被災した中小企業の負担軽減を実施。
	⑧災害関連保証の実施 3月12日	直接的に被害を受けた中小企業者に対して、信用保証協会が別枠で保証を実施(100%保証。保証限度額は無担保8千万円、普通2億円)。

	⑨セーフティネット保証(5号)の対象業種の拡大	3月23日	平成23年4月からの信用保証協会によるセーフティネット保証について、昨年7~9月期のデータを基に判断した48業種で実施するのではなく、その業種判断を据え置いて、平成23年度上半期は82業種で実施(売上高が相当程度減少している中小企業者が対象)。
	⑩小規模企業者等設備導入資金貸付等の償還期間延長	3月12日	小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金・支払金の償還期間を2年延長(7年以内→9年以内)。
	⑪高度化貸付の債権放棄・償還猶予・返済期限の延長	4月5日	都道府県と中小企業基盤整備機構が行う、組合等による工場団地の施設整備等に対する貸付(高度化貸付)について、整備した施設・資産が被災する等により事業継続が困難になった事業者に対し、債権放棄や償還猶予・返済期限の延長を迅速に行うことを都道府県知事及び中小企業基盤整備機構に要請。
4. 共済等	①小規模企業共済の災害時貸付等	3月11日 3月18日	中小企業基盤整備機構が実施する小規模企業共済の契約者のうち、①今般の災害により被害を受けた者に対して低利な災害時貸付を適用(3月18日の追加措置により、貸付金利の無利子化(直接罹災者に限る)や貸付限度額の引上げ等も実施)するとともに、②計画停電等により売上高が急激に減少することが見込まれる者に対して低利な緊急経営安定貸付を適用し、③共済掛金の納付・一時貸付金の返済支払いの猶予、④共済金支払いの迅速化等もあわせて実施。
	②中小企業倒産防止共済の返済期限の延長等	3月11日	中小企業基盤整備機構が実施する中小企業倒産防止共済の契約者のうち、今般の災害により被害を受けた者に対し、①共済掛金の納付・共済金貸付金の返済支払いの猶予、②共済金支払いの迅速化等を実施。
	③中小企業倒産防止共済制度の運用改善	4月8日	中小企業倒産防止共済制度(連鎖倒産防止のため、売掛金債権のある取引先が倒産した場合に、掛金総額の10倍を限度として無担保・無保証で無利子貸付けを行う共済制度)に関して、今般の災害で適用された、手形・小切手が不渡りとなつても取引停止とならないとの猶予措置のケースについても、倒産状態にあるとして貸付けが受けられるよう省令を改正。
	④日本貿易保険の契約諸手続きの猶予等	4月11日	日本貿易保険が、被災中小企業者に対し、①各種申込、申請、通知等の手続や保険料納付の期限の猶予、②損失防止軽減義務や回収義務等の被保険者の義務の猶予・減免、③未経過保険料の全額返還、サービス一回収費用の全額免除等による被保険者の経済的負担の減免、を実施。
5. 災害復旧	①事業協同組合等の施設の災害復旧支援	3月12日	都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業への補助に対し、都道府県が事業費の3/4を補助する場合、国がその経費の2/3を補助。
	②被災した商店街の災害復旧支援	3月23日 4月11日	被災地での地域コミュニティの機能回復に向け、被災した商店街の復旧を支援する事業(商店街の設備の一部補修や障害物の除去等に係る経費に対して定額を補助)を既存の予算を活用することにより実施。さらに、募集終了後も制度活用への強い要望が寄せられたことを受け、平成23年度事業として再度募集を実施する。
	③仮設店舗、仮設工場等の整備	4月11日	中小企業基盤整備機構が、東日本大震災により大きな被害を受けた地域において、仮設店舗・仮設工場等の整備を実施。また、具体的な要望を把握するため、4月10日(日)~15日(金)に中小企業庁(部長、課長クラス)、東北経済産業局及び中小企業基盤整備機構の職員43名を被災地域に派遣。6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)65市町村と46中小企業団体を訪問し、多くの市町村、団体より前向きな反応を得た。17日(日)には第2陣の調査チームを派遣。
6. 官公需における被災中小企業の受注機会の増大		3月25日	今般の災害による影響を受けた中小企業者に関して、官公需における一層の受注機会の増大を図るために、きめ細かな相談対応や発注情報の積極的な提供に加え、平成22年度内の履行が困難となった契約について繰越等の措置を必要に応じて講じることを各府省等に要請。
7. 被災者への施設提供		3月17日	被災地及びその周辺に所在する中小企業基盤整備機構の26施設のうち安全が確保されたものについて、被災した自治体の要請に応じ、自治体に提供。
8. 被災者への就職支援		4月18日	被災者の就職を支援するため、合同就職説明会を被災地等にて順次開催(5月9日岩手県盛岡市を皮切りに、被災県及び避難先となっている都県での開催を検討中)するとともに、新卒者就職応援プロジェクトの受入企業のうち、被災地域の新卒者等の雇用に積極的な企業(4月19日時点で125社)のリストを随時公表。
9. 東北地方太平洋沖地震中小企業対策連絡本部の設置		3月22日	全国的に多数の中小企業に深刻な影響が生じている現状を踏まえ、必要な中小企業対策を検討・実施していくため、政府と中小企業関係機関が、中小企業の被災状況や、被災中小企業救済に係る取組状況、今後取り組むべき施策の在り方等について情報共有と意見交換を実施(本部長:中山義活経済産業大臣政務官)。3月22日に第1回、31日に第2回を開催。4月13日には金融庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省やそれらの所管業界団体等も出席。